

横浜市瀬谷スポーツセンター

指定管理者選定委員会

報告書

平成27年8月

1 経緯

横浜市瀬谷スポーツセンターの指定管理者の選定にあたり、横浜市瀬谷スポーツセンター指定管理者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）を組織し、応募団体から提出された提案書類の審査及び公開による面接審査を行いましたので、ここに審査結果を報告します。

選定委員会では公募要項であらかじめ定めた「評価基準項目」に従い、応募団体から提出された提案書類の審査を行い、その後の面接審査において、応募団体からの提案説明及び選定委員による質疑を行いました。各委員の評価合計点の平均が最も高い団体を指定候補者として選定しております。

2 横浜市瀬谷スポーツセンター指定管理者選定委員会

委員長 佐野 昌行（日本体育大学 助教）
委員 土居 義彦（瀬谷区スポーツ推進委員連絡協議会 会長）
委員 高橋 三雄（瀬谷区青少年指導員連絡協議会 会長）
委員 豊田 久子（瀬谷区体育協会 副理事長）
委員 吉原 智子（税理士）

3 審査の経過

項目	年 月 日
●第1回横浜市瀬谷スポーツセンター指定管理者選定委員会 （公募要項・審査基準の決定）	平成 27 年 4 月 21 日（火）
公募要項の配布	平成 27 年 5 月 1 日（金）～6月 18 日（木）
現地見学会及び応募説明会（10 団体参加）	平成 27 年 5 月 14 日（木）
公募要項等に関する質問受付（56 件）	平成 27 年 5 月 15 日（金）～ 5 月 20 日（水）
公募要項等に関する質問に対する回答	平成 27 年 6 月 2 日（火）
応募書類提出受付（2 団体）	平成 27 年 6 月 17 日（水）・18 日（木）
●第2回横浜市瀬谷スポーツセンター指定管理者選定委員会 （面接審査：2 団体、採点、指定候補者及び次点候補者の決定）	平成 27 年 7 月 22 日（水）

4 審査にあたっての考え方

選定委員会では、「横浜市瀬谷スポーツセンター第3期指定管理者 公募要項」（以下、「公募要項」という。）においてあらかじめ定めた「評価基準項目及び配点」に従って、応募団体から提出された応募書類を審査し、公開プレゼンテーションにおいて、応募団体からの提案説明を受け、委員による質疑を行い、指定候補者及び次点候補者を選定しました。

なお、点数については、各委員 100 点を持ち点とし、その合計の平均点を評価点としました。

また、最低基準を 60 点とし、その他特記加点・減点事項の平均加減 5 点をもって評価に加えることができることとしました。

* 評価基準項目及び配点

1 安定的な経営姿勢・運営実施体制 (15点)
(1) 施設の管理運営の基本方針 (2) 基本方針を実施する為の目標及び実施策 (3) 安定的な経営体力と適正な経営情報開示 (経営の透明性)
2 施設の平等・公平な利用の確保 (5点)
(1) 公共性・公平性に基づいた利用の確保
3 コンプライアンス (5点)
(1) 関連法令の遵守体制
4 施設の効用の最大限発揮 (25点)
(1) 利用者本位のサービス提供・利用者の支援 (2) 広報・利用促進活動 (3) スポーツ教室等の計画 (4) 自主事業の計画 (5) 業務履行体制
5 管理運営経費 (15点)
(1) 効率的な管理運営 (2) 事業予算の計画 (3) 適正な委託・調達・雇用
6 施設管理 (5点)
(1) メンテナンス及び環境保持・環境配慮
7 安全管理 (10点)
(1) 平常時の体制 (2) 緊急時の体制
8 地域との協力 (15点)
(1) 地域支援 (2) 地域連携 (3) 地域貢献
9 モニタリング (5点)
(1) 自己評価・第三者評価
合計点数 (100点)

※その他特記加点・減点事項 (加減5点)

5 応募者の制限

応募団体について、応募書類により、公募要項に定める応募の資格を持ち、欠格事項に該当しないことを確認しました。

参考:横浜市瀬谷スポーツセンター第3期指定管理者公募要項

9 (5) 応募条件等について

ア 応募者の資格

法人その他の団体、または複数の法人等が共同する共同事業体。

イ 欠格事項

次に該当する団体は、応募することができません。

- (ア) 法人税、法人市民税、消費税、地方消費税等の租税を滞納していること
- (イ) 労働保険(雇用保険・労災保険)及び社会保険(健康保険・厚生年金保険)への加入の必要があるにも関わらず、その手続きを行っていないもの。
- (ウ) 会社更生法・民事再生法による更生・再生手続中であること
- (エ) 指定管理者の責に帰すべき事由により、2年以内に指定の取消を受けたものであること
- (オ) 地方自治法施行令第 167 条の4の規定により、本市における入札参加を制限されていること
- (カ) 選定委員が、応募しようとする団体の経営または運営に直接関与していること
- (キ) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第 77 号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又は暴力団経営支配法人等(横浜市暴力団排除条例(平成 23 年 12 月横浜市条例第 51 号)第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等をいう。)であること
- (ク) 2年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けていること(仮に受けている場合には必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みでないこと)

6 応募団体

2 団体から応募がありました。(五十音順) ※欠格事項に該当する団体はありませんでした。

- ・株式会社明治スポーツプラザ
- ・公益財団法人横浜市体育協会

7 審査結果

応募団体から提出された書類の審査と公開プレゼンテーション、質疑を行い、選定委員会において厳正な審査を行った結果、次の順位・得点となりました。

- 1 位 公益財団法人横浜市体育協会
- 2 位 株式会社明治スポーツプラザ

* 得点

項目	公益財団法人 横浜市体育協会	株式会社 明治スポーツプラザ
(1) 安定的な経営姿勢・運営実施体制 (15 点)	12.0	10.6
(2) 施設の平等・公平な利用の確保 (5 点)	4.2	3.8
(3) コンプライアンス (5 点)	3.6	3.6
(4) 施設の効用の最大限発揮 (25 点)	19.4	17.8
(5) 管理運営経費 (15 点)	11.6	10.4
(6) 施設管理 (5 点)	4.0	3.6
(7) 安全管理 (10 点)	7.6	7.0
(8) 地域との協力 (15 点)	12.2	10.6
(9) モニタリング (5 点)	3.6	3.6
合計点数 (100 点満点)	78.2	71.0

※ その他特記加減点・減点事項(加減 5 点)なし、最低基準 60 点

8 審査講評

(1) 公益財団法人横浜市体育協会（指定候補者）

指定管理者として第1期、2期の実績があり、その実績を踏まえ、提案書は具体的且つ詳細に書かれており、継続して指定管理者となる強い意欲が感じられました。

スポーツセンターが瀬谷区のスポーツ振興の拠点であることを意識し、瀬谷区の現状と課題や地域性を踏まえたうえで、あらゆる世代に向けた教室の開催や新規の取り組みの提案が高く評価されました。

今回提案された数多くの取り組みを着実に実行していただくとともに、経費や施設管理及び継続事業についても、第2期の運営からの延長、継続に陥ることなく、第3期での一層の努力を期待します。

(2) 株式会社明治スポーツプラザ（次点候補者）

他都市で施設管理・運営の実績があり、蓄積されたノウハウや高い専門性を生かした施設管理・運営の提案や利用者増を目的としたラッピングバスなどのユニークで斬新な提案は、評価に値するものでしたが、瀬谷区の現状と課題や地域性の認識が不十分であるとの印象が拭えませんでした。また提案内容には具体性に欠ける部分が見受けられたため、全体的に指定管理者となるための訴えが弱く、指定候補者に点数が及びませんでした。

9 総評

第3期瀬谷スポーツセンター指定管理者選定については、2団体からの応募があり、応募団体からそれぞれ特色を生かした提案がありました。選定委員会で議論を重ね厳正に審査をし、委員5名が各100点で採点をした結果、合計の平均点が78.2点で指定候補者を公益財団法人横浜市体育協会、71.0点で次点候補者を株式会社明治スポーツプラザと決定しました。提案内容の具体性や新たな取り組みへのチャレンジ意欲などが評価され、全ての委員が公益財団法人横浜市体育協会を1位としました。これは高い期待の表れでもあり、公益財団法人横浜市体育協会が指定管理者となった場合は、今回の評価に慢心することなく、利用者サービスの向上、効率的な施設管理・運営に、真摯に取り組んでいただきたいと思います。